

# 第46期定時株主総会招集ご通知

## 開催日時

2024年6月27日（木曜日）午前10時  
（午前9時30分受付開始）

## 開催場所

埼玉県さいたま市中央区新都心2-2  
ホテルブリランテ武蔵野 2階  
「エメラルドA・B・C」

ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照  
いただき、お間違えのないようご注意ください。

## 目次

第46期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	26
計算書類	28
監査報告書	30
株主総会参考書類	35
第1号議案 利益準備金の額の減 少及び剰余金の処分 の件	35
第2号議案 取締役6名選任の件	36
第3号議案 監査役2名選任の件	41
第4号議案 補欠監査役1名選任 の件	43
第5号議案 退任取締役に対する 退職慰労金贈呈の件	44

# 安楽亭

証券コード 7562

ご来場の株主様へのお土産（お食事券）の配布はございません。

証券コード 7562

2024年6月10日

(電子提供措置の開始日 2024年6月5日)

株 主 各 位

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番5号

**安楽亭**

代表取締役社長 柳 先

## 第46期定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第46期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.anrakutei.co.jp>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」  
「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、書面（郵送）またはインターネットによって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2024年6月26日（水曜日）午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）
2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心2-2  
ホテルブリランテ武蔵野 2階「エメラルドA・B・C」
3. 株主総会の目的である事項
- 報告事項 1. 第46期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第46期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 利益準備金の額の減少及び剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

**ご来場の株主様へのお土産（お食事券）の配布はございません。**

# 議決権行使についてのご案内

## ■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時**

2024年6月27日（木曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）

## ■ 株主総会にご出席いただけない場合



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限**

2024年6月26日（水曜日）午後5時45分必着



### インターネット等による議決権行使

次頁のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

**行使期限**

2024年6月26日（水曜日）午後5時45分まで

スマートフォンでの議決権行使は、QRコードをご利用ください。

# インターネットによる 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことよってのみ可能です。

## 議決権行使期限

2024年6月26日（水曜日）午後5時45分まで

## 議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

### スマートフォンをご利用の方

お手持ちのスマートフォンにて議決権行使書用紙副票（右側）に記載されたQRコードを読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

※議決権行使書副票に記載の「ログインID」・「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。



※QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です。

### ① インターネットによる議決権行使の際の注意点

- ① 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ② インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」・「仮パスワード」をご通知いたします。

### ① 議決権行使ウェブサイトについて

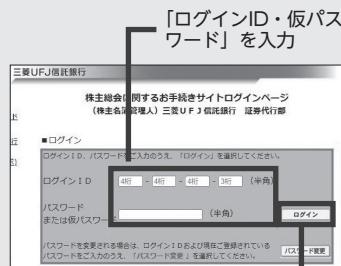
- ① パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、セキュリティ設定等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合がございます。詳細につきましては、後記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- ② 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担とさせていただきます。

## ログインID・仮パスワード を入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
2. 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」・「仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログイン」をクリック

3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。



三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、社会経済活動の正常化が進んだ一方、不安定な国際情勢のもと、円安の進行、物価の上昇等、引き続き景気の先行きが不透明な状況で推移しました。

外食産業におきましても、新型コロナウイルス感染症の脅威から脱し、客足や売上は回復傾向に進んだものの、継続的な物価上昇に対する消費者の生活防衛意識はなお強く、原材料価格やエネルギーコスト等の高騰、人手不足及び人件費上昇等の状況のなかで厳しい経営環境が続きました。

このような環境において、当社グループは、経営理念である「食を通じて地域社会の豊かな生活文化の向上に貢献する」に基づき、お客様の基本ニーズである「安全・安心」に徹底してこだわった「自然肉100%」の商品提供を堅持し、さらなる品質向上のため、日々努力を続けております。また、消費者の意識・行動がコロナ禍を経て大きく変化しているなか、多くのお客様に選んでいただける店づくりのための商品開発や改装に注力するとともに、店内業務の見直しやDXにより料理提供時間の短縮を図る等、お客様満足度向上に向けた取り組みを進めてまいりました。店舗展開においては、「安楽亭」2店舗を「ステーキのどん」へ、「しゃぶしゃぶどん亭」1店舗を「フォルクス」へ転換する等、業態転換を計6件実施し、グループ内の業態の見直しを積極的に進めました。

また、当期に当社グループが創業60周年を迎えたことを機に、創業以来築き上げてきたブランド価値をお客様に改めて感じていただけるよう、そして、新たな時代に対応し、より魅力的なサービスを提供していけるよう、「安楽亭」の新ロゴや新キャッチフレーズの発表を含め、ブランドコミュニケーション戦略の強化にも取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高302億60百万円（対前年同期比5.9%増）、営業利益14億64百万円（前年同期は営業損失1億2百万円）、経常利益13億7百万円（対前年同期比426.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益9億67百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失2億53百万円）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### <安楽亭・七輪房業態>

安楽亭・七輪房業態の当連結会計年度末の店舗数は166店舗であります。内訳は直営114店舗、暖簾15店舗、FC37店舗であります。

販売促進及び商品開発につきましては、「安楽亭」では、食べ放題コースに「学生専用食べ放題」の導入、お客様に広く定着した「29の日（肉の日）キャンペーン」の拡充等、集客力強化を目的とした施策を積極的に展開してまいりました。

「七輪房」では、GW期間やお盆の「人気部位満喫盛り」、年末年始の「限定プレミアム大皿」の販売、「バリうま！九州グルメフェア」の実施等、プレミアム感や季節感を重視した多様なメニューや企画を展開しました。

また、「安楽亭」「七輪房」の共通企画として、バイヤーが厳選した日本各地の上質な銘柄和牛の焼肉メニューを店舗限定で提供する「銘柄和牛プロジェクト」を実施しました。DXの取り組みとしましては、独自開発した「卓上タブレットオーダーシステム」、「配膳ロボット」、「来店ご案内受付機」を安楽亭業態のほぼ全店に導入し、お客様の利便性向上及び店舗オペレーションの効率化を図ってまいりました。

以上の結果、安楽亭・七輪房業態の当連結会計年度の売上高は121億70百万円（対前年同期比1.5%減）となり、セグメント利益（営業利益）は3億25百万円（前年同期はセグメント損失2億26百万円）となりました。

#### <アークミール業態>

アークミール業態の当連結会計年度末の店舗数は132店舗であります。内訳は直営130店舗、FC2店舗であります。アークミール業態には、「ステーキのどん」、「しゃぶしゃぶどん亭」、「フォルクス（ステーキ）」を含んでおります。

販売促進及び商品開発につきましては、「やみつきらムステーキフェア」、「ステーキ屋のタラバ蟹グリルフェア」（以上ステーキのどん）、「重量級ステーキフェア」（フォルクス）等の企画実施、新たなしゃぶしゃぶだし「豆乳だし」の導入（しゃぶしゃぶどん亭）等、各業態において積極的に来店促進及びメニュー多様化の施策を展開してまいりました。

以上の結果、アークミール業態の当連結会計年度の売上高は175億87百万円（対前年同期比11.3%増）となり、セグメント利益（営業利益）は15億73百万円（対前年同期比168.5%増）となりました。

### <その他業態>

その他業態の当連結会計年度末の店舗数は9店舗であります。内訳は直営7店舗、FC2店舗であります。なお、その他業態には、「からくに屋（焼肉）」、「花炎亭（焼肉）」、「上海菜館（中華）」、「カフェビーンズ（喫茶）」、「安楽亭ベトナム（焼肉）」を含んでおります。

以上の結果、その他業態の当連結会計年度の売上高は5億2百万円（対前年同期比22.6%増）となり、セグメント損失（営業損失）は24百万円（前年同期はセグメント損失45百万円）となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資等の総額は、リースを含めて10億29百万円であり、主として店舗設備等の取得によるものであります。

## (3) 資金調達の状況

当社は、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額1,216百万円の資金調達を行いました。また、機動的かつ安定的な資金調達を行うため、総額2,268百万円のシンジケートローン契約を締結しております。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特に記載すべき事項はございません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特に記載すべき事項はございません。

## (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特に記載すべき事項はございません。

## (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特に記載すべき事項はございません。

## (8) 対処すべき課題

国内では食材価格等をはじめ物価の上昇が沈静する気配が見えず、さらにウクライナや中東地域等の国際情勢不安が広がっており、予断を許さない経営環境が当面続くものと思われます。また、消費者の外出に対する意識・行動がコロナ禍から現在の社会経済状況を経て大きく変化しており、外食事業者は非常に重要な転換点を迎えています。

当社グループは、今迎えている大きな環境変化を成長のチャンスととらえ、既存業態のサービスのブラッシュアップ及び収益構造の改革を引き続き進めていくとともに、さらに価値ある外食体験を提供できる業態の開発にも注力していく方針です。長年築き上げてきた経営資源を最大限に活かしながら、新たな時代のニーズに応える商品、サービス及び店舗デザインを創出するべく、明確な目的感を持った組織構築と、それを支える多様な人材の確保と育成を進めてまいります。あわせて、創業60周年を機に強化しておりますブランドコミュニケーション戦略の展開にも引き続き力を入れて取り組んでまいります。

当社グループは、「食を通じて地域社会の豊かな生活文化の向上に貢献する」という経営理念のもと、さらなる企業価値の向上と収益拡大を実現し、復配を含め、株主の皆様のご期待に一日でも早く応えられるよう努力する所存であります。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第43期 (2021年3月期)	第44期 (2022年3月期)	第45期 (2023年3月期)	第46期(当連結会計年度) (2024年3月期)
売 上 高 (千円)	26,538,735	23,479,477	28,566,891	30,260,918
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△758,701	871,915	248,186	1,307,156
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△1,120,743	482,826	△253,831	967,597
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	△524.19	225.84	△118.74	434.56
総 資 産 (千円)	23,487,256	21,664,935	20,051,656	22,232,531
純 資 産 (千円)	4,391,202	4,871,135	4,621,309	6,836,483

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均株式数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第44期の期首から適用しております。これによる財産及び損益に与える影響は軽微であります。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社アークミール (注) 1	10,000千円	100.00%	レストラン事業
株式会社サリックスマーチャングイズシステムズ (注) 2	100,000千円	100.00%	食品加工販売、物流業
株式会社アン情報サービス (注) 3	10,000千円	100.00%	システム開発
株式会社相澤 (注) 4	16,000千円	—	食品・酒類の販売
安楽亭ベトナム有限責任会社 (注) 5	601億ベトナムドン	100.00%	ベトナムにおけるレストラン事業

- (注) 1. (株)アークミールは、2020年2月に当社の100%出資の子会社となりました。  
2. (株)サリックスマーチャングイズシステムズは、2002年4月に当社の100%出資の子会社となりました。  
3. (株)アン情報サービスは、当社が100%出資し、企業グループ全体のIT化推進を目的として、2000年11月に設立いたしました。  
4. (株)相澤は(株)サリックスマーチャングイズシステムズの100%出資子会社であり、当社の孫会社であります。  
5. 安楽亭ベトナム有限責任会社は、当社が100%出資し、東南アジア地域における事業拡大を目的として、2016年11月に設立いたしました。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## (11) 主要な事業内容

- ① 焼肉、和洋食、喫茶等各種飲食店の経営
- ② 飲食店経営の受託管理に関する業務
- ③ 飲食店に対する原材料の加工、販売に関する業務
- ④ 飲食店のための新規店舗の開発に関する業務
- ⑤ 酒類卸売、販売及びタバコ販売業務
- ⑥ 貨物自動車運送業務
- ⑦ ソフトウェアの研究、開発、販売、コンサルティングに関する業務
- ⑧ 不動産賃貸借管理業務

## (12) 企業集団の主要拠点等

- ① 当社本社：埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番5号
- ② 事業所及び店舗

	直営	F C	暖簾	合計
(レストラン事業)				
埼玉県	81	26	6	113
東京都	59	4	6	69
千葉県	25	5	—	30
神奈川県	31	2	2	35
茨城県	4	1	1	6
群馬県	9	1	—	10
栃木県	7	—	—	7
静岡県	3	—	—	3
福島県	—	2	—	2
長野県	1	—	—	1
大阪府	12	—	—	12
京都府	4	—	—	4
兵庫県	4	—	—	4
奈良県	1	—	—	1
岡山県	2	—	—	2
福岡県	6	—	—	6
ベトナム ホーチミン	2	—	—	2
小計	251	41	15	307
(食材加工販売事業、運送事業)				
茨城県	1	—	—	1
(食品・酒類卸販売事業)				
千葉県	1	—	—	1
(その他事業)				
埼玉県	1	—	—	1
合計	254	41	15	310

### (13) 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
477名	41名減

(注) 使用人数は就業人員であり、短時間労働者（パートタイマー及びアルバイト）2,538名（1人当たり1日8時間労働換算）は含まれておりません。

### (14) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社埼玉りそな銀行	1,866,468
株式会社商工組合中央金庫	1,511,138
株式会社吉野家ホールディングス	1,400,000
株式会社みずほ銀行	1,033,820
株式会社日本政策金融公庫	1,018,800

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式の総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,311,434株(自己株式2,126株を含む)
- (3) 株主数 8,385名(前期末比1,168名増)
- (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
豊 山 開 発 株 式 会 社	267,916 <sup>株</sup>	11.60 <sup>%</sup>
株 式 会 社 北 与 野 エ ス テ ー ト	105,800	4.58
柳 先	102,059	4.42
柳 允	100,987	4.37
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	100,150	4.34
株 式 会 社 サ リ ッ ク ス	93,000	4.02
柳 詠 守	55,987	2.42
柳 京	55,987	2.42
柳 朱 理	55,987	2.42
株 式 会 社 B e - f r e s h	53,500	2.32

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

## (5) その他株式に関する重要な事項

特に記載すべき事項はございません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	柳 先	株式会社アン情報サービス代表取締役社長 安楽亭ベトナム有限責任会社 会長 株式会社アークミール代表取締役社長
常 務 取 締 役	柳 允	当社商品本部長 株式会社サリックスマーチャンダイズシステムズ代表取締役社長 株式会社相澤代表取締役社長
取 締 役	青 木 茂 雄	当社グループ営業支援本部長
取 締 役	鈴 木 光 一	当社北関東エリア部長
取 締 役	河 合 明 弘	公認会計士、養和監査法人 代表社員 税理士、さいたま新都心税理士法人 代表社員 東京産業株式会社 取締役監査等委員
取 締 役	蒲 島 竜 也	社会保険労務士、社会保険労務士法人LMC社労士事務所 代表社員
常 勤 監 査 役	大 園 保 樹	
監 査 役	久 島 巖	税理士、久島巖税理士事務所
監 査 役	中 村 徹	公認会計士、税理士、中村徹公認会計士・税理士事務所

- (注) 1. 取締役河合明弘、蒲島竜也の両氏は、社外取締役であります。なお、当社は河合明弘、蒲島竜也の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役久島巖氏は税理士、監査役中村徹氏は公認会計士及び税理士の資格をそれぞれ有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役久島巖、中村徹の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は久島巖、中村徹の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 当該事業年度の取締役及び監査役の報酬等の額

- |       |    |          |          |    |          |
|-------|----|----------|----------|----|----------|
| ① 取締役 | 6名 | 70,440千円 | (うち社外取締役 | 2名 | 9,600千円) |
| ② 監査役 | 3名 | 14,287千円 | (うち社外監査役 | 2名 | 7,200千円) |

取締役及び監査役の報酬はすべて固定金額報酬であり、業績連動報酬、非金銭報酬はありません。上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額13,027千円(取締役12,240千円、監査役787千円)を含んでおります。

なお、取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

上記報酬等の額の他、2020年6月26日開催の第42期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して285,000千円支給することとし、当事業年度においては、そのうち95,000千円を支給しております。

## (3) 当社の取締役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年2月19日開催の取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下の通り定めております。

### 【基本方針】

- ・当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現に資する優秀な人材を確保するとともに、企業価値の持続的向上に向け、各自が必要な役割を果たすために相応しいものとする。
- ・株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を果たすべく、報酬の内容及び決定過程については、合理性、客観性、透明性を確保するものとする。

### ①固定金額報酬に関する方針

(基本方針)

- ・取締役の経営に対する責任の範囲・重大性を踏まえ、職責に応じた固定金額報酬を支給するものとする。

(社内取締役の報酬)

- ・業務執行を担う社内取締役の報酬は、固定金額報酬及び業績連動報酬(賞与)にて構成する。

(社外取締役の報酬)

- ・監督機能を担う社外取締役の報酬は、固定金額報酬のみとする。

(決定方法・条件)

- ・個人別の固定金額報酬の金額については、社外取締役を含む取締役会にて決議する。
- ・役位、職務、在任期間、能力（専門性等）貢献度、期待度、優秀な人材確保に相応しい報酬水準、会社業績、経済情勢等をもとに、代表取締役が総合的評価を行い、報酬額を算定のうえ、取締役会に提案するものとする。

（支給時期）

- ・固定金額報酬は、原則として、毎月現金（口座振込）にて支払う。
- ・退任取締役に対し退職慰労金を支給する場合、株主総会及び取締役会の決議後速やかに現金（口座振込）にて支払う。

## ②業績連動報酬に関する方針

（基本方針）

- ・当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する仕組みとして、社内取締役に対し、業績連動報酬として賞与を支給することができる。取締役の年度ごとの会社業績に対する責務、企業価値向上に対する責務を重視し、それに応じた指標及び算定係数を設定する。

（決定方法・条件）

- ・個人別の賞与支給額については、以下の要素を元に「個人別賞与評価係数」を決定し、固定金額報酬月額に、この係数を乗じて算出する。

※「個人別賞与評価係数」を算定する要素＝当事業年度通期業績（経常利益・当期純利益）の金額及び対前年改善状況、通期業績予想値の達成状況、役位、担当組織の業績評価、個人の行動評価（貢献度）

- ・個人別の賞与の金額については、社外取締役を含む取締役会にて決議する。

（支給時期）

- ・原則として、当事業年度の決算承認後、取締役会決議を経て所定の時期に、現金（口座振込）にて支払う。

## ③非金銭報酬等に関する方針

当社の取締役報酬は金銭報酬のみとする。

## ④ ①～③の割合に関する方針

①の固定金額報酬を基本とし、②の業績連動報酬は、所定の指標達成時のみ賞与として

支給する。

#### ⑤その他重要な事項

(取締役報酬総額)

・当社の取締役報酬の総額は、株主総会の決議により決定する。なお、当社は、1996年6月25日開催の第18期定時株主総会において、取締役報酬総額の上限を年間2億円以内と定めている。(当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名)

(監査役報酬総額)

・当社の監査役報酬の総額は、株主総会の決議により決定する。なお、当社は、1993年5月28日開催の第13期定時株主総会において、監査役報酬総額の上限を年間2千万円以内と定めている。(当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名)

#### (4) 当事業年度に係る業務執行取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度においては、2023年6月29日開催の取締役会で取締役の報酬関係について決議しており、当該内容は、2021年2月19日開催の取締役会において決議した決定方針と実質的には同じものであり、取締役会は、決定方針に沿うものであると判断いたしました。

#### (5) 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、非業務執行取締役等との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役等が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

#### (6) 役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社取締役及び監査役を被保険者として、被保険者が負担することになる損害賠償金債務及び争訟費用等を填補することとしております。保険料は当社が全額負担しております。

## (7) 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
取締役	河合明弘	公認会計士、税理士としての専門知識・経験を活かし、客観的かつ中長期的視点から、企業経営・税務・会計等幅広い分野について適切な助言・監督を行っていただけることを期待しております。当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、上記の見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	蒲島竜也	社会保険労務士としての専門知識や銀行での業務経験を活かし、客観的かつ中長期的視点から、企業経営・人事労務戦略等幅広い分野について適切な助言・監督を行っていただけることを期待しております。当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、上記の見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	久島巖	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、また当事業年度開催の監査役会13回すべてに出席し、主に税理士としての経験・知識を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	中村徹	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、また当事業年度開催の監査役会13回すべてに出席し、主に公認会計士、税理士としての経験・知識を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	39,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレターの作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

#### 解任決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると監査役会が判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると監査役会が判断した場合で、かつ緊急を要する場合は、同条の規定に従い、監査役全員の同意によって会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### 不再任決定の方針

会社法第340条第1項に定める場合のほか、会計監査人の監査能力、監督品質、品質管

理体制、独立性、監査報酬等を総合的に勘案し、監査を遂行するに不十分であると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

#### **(5) 責任限定契約の内容の概要**

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

### **6. 会社の体制及び方針**

#### **(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制**

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会決議した事項は次のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制に関する事項  
重要情報の保存及び管理は、規程（文書管理規程）に従って集中管理（本社総務人事部）を行い、取締役は常時閲覧可能とする。
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項
  - ① リスク管理を経営の最重要課題として位置づけ、リスク管理部門として内部監査室を中心に「リスクマネジメント委員会」を設置し、規程の整備と運用を図る。各部門は、その所管業務に関するリスク管理を行い、内部統制の有効性を検証する。リスクマネジメント委員会は、組織横断的なリスク状況の監視、全社的な対応を行う。
  - ② 内部通報規程により通報制度を整備し、公益通報に関する相談窓口を設置する。
  - ③ 自社の営業活動、経営環境、会社財産の状況等を踏まえ、対応が必要な場合は代表取締役から全社に示達するとともに対応責任者となる取締役を定める。
  - ④ リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合は、取締役は速やかに取締役会に報告する。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項  
下記事項を含む経営管理システムを整備し運用する。
  - ① 重要事項に関する多面的検討を行うための各種委員会を設置する。

- ② 取締役会における年度予算の策定・見直し及び月次・四半期業績管理を行う。
  - ③ 内部監査を随時行う。
  - ④ 「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス確保のための教育、監査及び指導を実施する。
  - ⑤ 会社規則を制定し運用する。
  - ⑥ 取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、以下に定める事項を遵守する。
    - i. 事実認識に重要、かつ、不注意な誤りが生じないこと
    - ii. 合理的な意思決定過程を経ること
    - iii. 意思決定内容が法令又は定款に違反しないこと
    - iv. 意思決定内容が通常の企業経営者として、明らかに不合理とならないこと
    - v. 意思決定が会社の利益を第一に考えてなされること
  - ⑦ 財務報告の信頼性を確認する。

監査役会は、会計監査人と連携して、財務報告の信頼性を確認する。
4. 使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項
- ① 法令等遵守を経営の最重要課題と位置付ける。
  - ② 各取締役・使用人の行為に法令等の違反がある場合、またはそのおそれがあると思料される場合、各取締役・使用人は、職務上義務がない場合でも、内部通報窓口はその旨を通報できる。
  - ③ 上記通報をした者は、通報をしたことによって就業条件その他に関して一切の不利益を受けない。当社グループの役員・従業員は上記の内部通報を行った事実をもっていかなる不利益処分を受けることはなく、通報者の情報は秘匿される。
  - ④ 内部監査部門により法令等遵守体制の有効性のチェックをする。
5. 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項
- ① 企業集団すべてを網羅する効率性・コンプライアンスを確保する。

業務運営の状況を把握し、その改善を図るため、内部監査部門がそれぞれに対し内部監査を実施、また、法令遵守活動の実施、横断的なリスクの管理等を図るため、委員会等を設置する。
  - ② 親会社監査役会により財務報告の信頼性の確認を行う。

当社の監査役会は、会計監査人と連携して子会社の財務報告の信頼性を確認する。

- ③ 子会社の業務の適正を確保する。  
関係会社管理規程により、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的に報告を受ける。
  - ④ 子会社におけるリスク管理体制。  
リスク管理にかかわる規則により、子会社はリスクに関する管理体制を構築する。
  - ⑤ 子会社の計画及び業績評価管理体制。  
年度計画に則り、当社グループが達成すべき目標を明確化するとともに、子会社ごとにPDCA手法により業務遂行状況の評価を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役監査を実効的に行うため、監査役及び補助使用人の総体で、監査役に求められる知識・能力（監査、法律、会計、経営、内部統制システム、自社の事業、組織等）を具備することとする。
- 監査役がその職務を補助すべく使用人を置くことを求めた場合は、取締役の指揮命令に服さない補助使用人を必要名配置する。
- ① 「監査役会事務局」を設置する。
  - ② 「監査役会事務局」の設置・変更・廃止に関する権限は監査役会に属する。
  - ③ 「監査役会事務局」は代表取締役及び業務執行部門から完全に独立した組織とする。
  - ④ 「監査役会事務局」の補助使用人への指揮命令権は監査役会に属する。
  - ⑤ 「監査役会事務局」に属する補助使用人の任免・報酬は、監査役会が決定する。
7. 6. の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 一時的に兼任で監査役補助職務を担う場合には、兼任の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下兼任補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないこととする。
  - ② 兼任する補助使用人の人事異動（異動先を含む）・人事評価・懲戒処分に関しては監査役の同意を必要とする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制に関する事項
- ① 監査役が出席する会議（監査役は出席しないが議事録及び付議資料を閲覧する会議を含む）
    - i. 取締役会

- ii. リスクマネジメント委員会
  - iii. リアルボイス委員会
  - iv. コンプライアンス委員会
  - v. 内部監査委員会
  - vi. 個人情報保護委員会
  - vii. その他監査役が必要と認めた、取締役が同意した会議
- ② 監査役が閲覧する資料（決算書類、月次決算書類及び次のようなものに関する稟議書や報告書等）
- i. 代表取締役社長が決裁するもの
  - ii. 法令等遵守に関するもの
  - iii. リスク管理に関するもの
  - iv. 内部監査に関するもの
  - v. 会計方針の変更・会計基準等の制定（改廃）に関するもの
  - vi. 重要な訴訟・係争に関するもの
  - vii. 事故・不正・苦情・トラブルに関するもの
  - viii. その他監査役が必要と認め、取締役が同意した資料
- ③ 監査役に定例的に報告すべき事項
- i. 経営の状況
  - ii. 事業の遂行状況
  - iii. 財務の状況
  - iv. 内部監査部門が実施した内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む）
  - v. リスク及びリスク管理の状況
  - vi. コンプライアンスの状況（事故・不正・苦情・トラブル等）
- ④ 監査役に臨時的に報告すべき事項
- i. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
  - ii. 取締役の職務遂行に関して、不正行為、法令・定款に違反する重大な事実
  - iii. 内部通報制度に基づき通報された事実
  - iv. 当局検査・外部検査の結果
  - v. 当局等から受けた行政処分等
  - vi. 重要な会計方針の変更・会計基準等の制定（改廃）
  - vii. 業務及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容等

- ⑤ 公益通報制度に関する監査役の関与すべき事項
  - i. 内部通報窓口で受け付けた情報のうち、当社役員に関係するもの
  - ii. 当社ホームページ上のお問合せ窓口（メール）又は電話、手紙で受け付けた第三者からの情報のうち、必要あるもの
- 9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - ① その職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
  - ② 監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- 10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項
  - ① 代表取締役その他取締役は監査役監査の重要性と有効性について認識し理解する。
  - ② 必要な場合には専門家（弁護士・公認会計士・税理士・コンサルタント等）と意思疎通を図るなどの監査役職務の円滑な監査活動について保障する。
- 11. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社及び子会社は金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、会社レベル及び業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保するものとする。
- 12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
  - ① 当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部署を総務人事部と定める。
  - ② 反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進し、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応していく。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討する。その上で、必要に応じて社内の諸規定及び業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性の向上を図る。

また、取締役会評価を実施し、その内容については、社外取締役による分析・評価を加え

て、取締役会にて討議し共有する。

常勤監査役は監査役監査の他、取締役会及び社内的重要な会議に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクの監視を行う。

また、内部監査室が定期的に内部監査を実施し、内部統制の有効性の評価を行う。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当方針は、財務体質の強化及び積極的な事業展開に備えるために内部留保の充実に努め企業価値を高めていくとともに、各期の業績を考慮した上で相応の配当の実施を図ることとしております。

当期におきましては、コロナ禍から脱して社会経済の正常化が進み、当社業績も黒字回復を果たすことができましたが、原材料費を始めとするコスト高が沈静化する兆しは見え、今期も物価高や不安定な国際情勢の影響を受け、厳しい経営環境が続くと予想されます。当社は、この社会経済状況の大きな変化を成長、飛躍のチャンスととらえ、新たな業態及び商品の開発、店舗改装やシステム開発等の設備投資に積極的に取り組む計画です。

上記方針のもとで、今期はさらなる業績向上と収益基盤の強化に優先して注力いたしたく、無配とさせていただくことといたしました。

株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、早期の復配を目指し全社一丸となり努力してまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。比率については、表示単位未満を四捨五入し、株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて、それぞれ表示しております。

# 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>8,348,572</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,304,098</b>
現金及び預金	5,165,640	支払手形及び買掛金	1,083,926
売掛金	1,469,292	短期借入金	1,734,000
商品及び製品	601,254	一年内返済予定の長期借入金	1,574,815
仕掛品	8,448	リース債務	32,511
原材料及び貯蔵品	744,389	割賦未払金	303,807
前払費用	321,065	未払金	356,025
その他	42,110	設備関係未払金	49,642
貸倒引当金	△3,630	未払費用	840,672
<b>固定資産</b>	<b>13,883,958</b>	未払法人税等	317,844
<b>有形固定資産</b>	<b>9,602,609</b>	未払消費税等	377,804
建物及び構築物	2,848,463	賞与引当金	155,300
機械装置及び運搬具	42,141	資産除去債務	14,500
工具器具備品	533,014	その他	463,251
土地	6,080,942	<b>固定負債</b>	<b>8,091,948</b>
リース資産	73,112	長期借入金	6,090,171
建設仮勘定	24,934	リース債務	117,892
<b>無形固定資産</b>	<b>530,560</b>	長期割賦未払金	626,297
その他	530,560	繰延税金負債	109,921
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,750,788</b>	役員退職慰労引当金	155,397
投資有価証券	182,826	退職給付に係る負債	413,266
長期貸付金	3,247	資産除去債務	343,528
長期前払費用	69,424	その他	235,472
繰延税金資産	471,668	<b>負債合計</b>	<b>15,396,047</b>
敷金及び保証金	3,019,434	<b>純資産の部</b>	
その他	27,500	株主資本	6,773,524
貸倒引当金	△23,313	資本剰余金	3,790,461
<b>資産合計</b>	<b>22,232,531</b>	利益剰余金	3,080,174
		自己株式	△84,475
		その他の包括利益累計額	△12,635
		その他有価証券評価差額金	62,959
		為替換算調整勘定	47,819
		退職給付に係る調整累計額	14,284
			854
		<b>純資産合計</b>	<b>6,836,483</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>22,232,531</b>

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	30,260,918
売上原価	11,476,959
売上総利益	18,783,959
販売費及び一般管理費	17,319,714
営業利益	1,464,244
営業外収益	97,337
受取利息及び配当金	4,942
受取地代家賃	48,576
為替差益	1,726
その他	42,092
営業外費用	254,425
支払利息	123,553
賃貸収入原価	7,828
支払手数料	116,235
その他	6,808
経常利益	1,307,156
特別利益	104,955
固定資産売却益	2,358
受取保険金	2,597
受取補償金	100,000
特別損失	544,598
固定資産除却損失	8,274
減損損失	503,512
賃貸借契約解約損	32,811
税金等調整前当期純利益	867,514
法人税、住民税及び事業税	286,467
法人税等調整額	△386,550
当期純利益	967,597
親会社株主に帰属する当期純利益	967,597

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>3,891,460</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,040,357</b>
現金及び預金	2,627,270	買掛金	389,455
売掛金	546,053	短期借入金	100,000
商品	28,308	一年内返済予定の長期借入金	1,141,697
食材	70,492	リース債務	6,384
貯蔵品	13,661	未払金	208,381
前払費用	142,748	設備購入割賦未払金	180,281
未収入金	83,623	設備購入未払金	12,907
関係会社短期貸付金	374,576	未払費用	314,696
その他の金	8,355	未払法人税等	105,352
貸倒引当金	△3,630	未払消費税等	82,017
<b>固定資産</b>	<b>7,835,227</b>	未償与引当金	59,300
<b>有形固定資産</b>	<b>4,929,566</b>	預り金	366,877
建物	1,020,756	前受収益	41,301
構築物	18,153	資産除去債務	10,500
車両運搬具	1,245	その他の	21,204
工具器具備品	239,386	<b>固定負債</b>	<b>3,726,282</b>
土地	3,609,625	長期借入金	2,803,713
リース資産	21,942	リース債務	20,842
建設仮勘定	18,455	設備購入長期割賦未払金	401,064
<b>無形固定資産</b>	<b>221,333</b>	退職給付引当金	178,781
ソフトウェア	205,187	役員退職慰労引当金	155,397
電話加入権	14,319	預り保証金	104,058
水道施設利用権	135	長期前受収益	62,426
その他の	1,690	<b>負債合計</b>	<b>6,766,640</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,684,326</b>	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	57,370	株主資本	4,944,507
関係会社株式	552,057	資本	3,790,461
長期貸付金	3,247	資本剰余金	3,080,174
関係会社長期貸付金	406,010	資本準備金	755,811
長期前払費用	20,938	その他資本剰余金	2,324,362
繰延税金資産	58,400	<b>利益剰余金</b>	<b>△1,913,493</b>
敷金保証金	1,541,956	利益準備金	12,633
関係会社長期未収入金	43,070	その他利益剰余金	△1,926,127
出資	210	繰越利益剰余金	△1,926,127
関係会社出資金	1,000	<b>自己株式</b>	<b>△12,635</b>
その他の	66	評価・換算差額等	15,540
		その他有価証券評価差額金	15,540
<b>資産合計</b>	<b>11,726,688</b>	<b>純資産合計</b>	<b>4,960,047</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>11,726,688</b>

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	11,170,380
売上原価	3,409,475
売上総利益	7,760,904
販売費及び一般管理費	7,628,904
営業利益	132,000
営業外収益	549,084
受取利息及び配当金	520,034
受取地代家賃	7,626
貸倒引当金戻入益	3,558
その他	17,865
営業外費用	164,584
支払利息	63,412
支払手数料	90,185
賃貸収入原価	7,229
その他	3,757
経常利益	516,500
特別利益	103,349
固定資産売却益	751
保険金収入	2,597
受取立戻料	100,000
特別損失	460,374
固定資産除却損	2,081
減損	430,025
賃貸借契約解約損	28,267
税引前当期純利益	159,475
法人税、住民税及び事業税	55,002
法人税等調整額	56,188
当期純利益	48,283

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

株式会社 安 楽 亭  
取締役会 御 中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 相 馬 裕 晃  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 吉 田 武 史  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社安楽亭の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社安楽亭及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

株式会社 安 楽 亭  
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 相 馬 裕 晃  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 吉 田 武 史  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社安楽亭の2023年4月1日から2024年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月28日

株式会社安楽亭 監査役会

常勤監査役 大 園 保 樹 ㊟

社外監査役 久 島 巖 ㊟

社外監査役 中 村 徹 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 利益準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

当社は、当事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額1,926,127,209円を計上しております。つきましては、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し財務体質の健全化を図ることを目的として、会社法第448条第1項及び第452条の規定に基づき、利益準備金の全額及びその他資本剰余金の一部を取り崩し、繰越利益剰余金へ振替えを行うものであります。

#### 1. 利益準備金の減少に関する事項

##### (1) 減少する準備金の項目とその額

利益準備金	12,633,988円
-------	-------------

##### (2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	12,633,988円
---------	-------------

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

##### (1) 減少する剰余金の項目とその額

その他資本剰余金	1,913,493,221円
----------	----------------

##### (2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	1,913,493,221円
---------	----------------

#### 3. 利益準備金の額の減少及び剰余金の処分が効力を生じる日

2024年6月30日

## 第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（6名）は、任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
1	やなぎ せん 柳 先 (1973年1月9日生)	2000年11月 当社入社 2001年 6月 当社取締役システム部長 2002年10月 当社常務取締役 2012年 8月 当社代表取締役専務 2019年 6月 当社代表取締役社長 現在に至る  (重要な兼職の状況) (株)アン情報サービス 代表取締役社長 安楽亭ベトナム有限責任会社 会長 (株)アークミール 代表取締役社長	102,059株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>2000年の入社以来、システム部長、常務取締役、代表取締役専務を経て、現在は代表取締役社長として当社の経営を担っております。安楽亭グループにおける豊富な業務経験と事業経営及び管理・運営に関する幅広い知見を有しており、取締役会の意思決定機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	やなぎ まこと 柳 允 (1974年6月17日生)	2001年3月 当社入社 2002年6月 当社営業推進部長 2009年1月 当社マーケティング・マーチャンダイズ 室長 2015年6月 当社取締役業務部長 2020年4月 当社取締役商品部長 2020年6月 当社常務取締役商品部長 2022年4月 当社常務取締役商品本部長 現在に至る  (重要な兼職の状況) (株)サリックスマーチャンダイズシステムズ代表取締役 社長 (株)相澤代表取締役社長	100,987株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>2001年の入社以来、営業推進部長、マーケティング・マーチャンダイズ室長、取締役業務部長を経て、現在は常務取締役商品本部長、子会社の(株)サリックスマーチャンダイズシステムズ及び(株)相澤の代表取締役社長を務めるなど、安楽亭グループにおける豊富な業務経験と管理・運営及び商品仕入・生産に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>			
3	あお き しげ お 青 木 茂 雄 (1972年4月11日生)	2001年11月 当社入社 2006年12月 当社埼玉エリア次長 2011年1月 当社埼玉エリア部長 2011年6月 当社取締役埼玉エリア部長 2013年2月 当社取締役営業副本部長 2020年4月 当社取締役営業本部長 2022年4月 当社取締役運営本部長 2022年8月 当社取締役グループ営業支援本部長 現在に至る	100株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>2001年の入社以来、埼玉エリア次長、埼玉エリア部長、取締役営業本部長等を経て、現在は取締役グループ営業支援本部長を務め、安楽亭グループにおける豊富な業務経験と、管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> ひびの たけあき 日比野 健朗 (1976年1月25日生)	2010年4月 当社入社 2020年4月 当社静岡エリア次長 2021年4月 当社東海エリア部長 現在に至る	一株
	取締役候補者とした理由 2010年に入社以来、多数の店舗運営、営業統括の業務にあたり、現在は東海エリアの部長を務めております。安楽亭における豊富な業務経験と、管理・運営業務に関する知見を有しており、今後の営業施策の強化・推進に貢献できるものと判断し、新たに取締役候補者いたしました。		
5	かわいあきひろ 河合 明弘 (1968年1月9日生)	2003年4月 公認会計士登録 2003年6月 税理士登録 2008年10月 税理士法人おしどり会計社（現：さいたま新都心税理士法人）設立 代表社員 現在に至る 2012年7月 養和監査法人 代表社員 現在に至る 2015年6月 当社社外取締役 現在に至る 2023年6月 東京産業株式会社 取締役監査等委員 現在に至る (重要な兼職の状況) 公認会計士、養和監査法人 代表社員 税理士、さいたま新都心税理士法人 代表社員 東京産業株式会社 取締役監査等委員	833株
	社外取締役候補者とした理由 公認会計士・税理士としての専門知識と豊富な経験に基づいた高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から安楽亭の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、コーポレートガバナンスの向上に向けた取り組みを推進するために必要と考え、引き続き社外取締役候補者いたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
6	かば しま たつ や 蒲 島 竜 也 (1964年7月2日生)	1988年4月 株式会社大和銀行（現:株式会社りそな銀行）入行 2002年8月 社会保険労務士登録 2005年7月 ライフアンドマネーコンサルティング 設立 2005年7月 LMC社労士事務所（現:社会保険労務士法人LMC社労士事務所）設立 代表社員 現在に至る 2015年6月 当社社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 社会保険労務士、社会保険労務士法人 LMC 社労士事務所 代表社員	833株
社外取締役候補者とした理由 社会保険労務士としての専門知識・経験及び銀行での要職を歴任し国内外の経済の動向に関する高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から、安楽亭の体制の強化及び整備についての助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、コーポレートガバナンスの向上に向けた取り組みを推進するために必要と考え、引き続き社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 日比野健朗氏は、新任の取締役候補者であります。
3. 河合明弘氏は、社外取締役候補者であり、同氏に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由及び果たすことが期待される役割について  
 公認会計士、税理士としての専門知識・経験を、今後さらなる体制の強化及び整備を必要とする当社において活かしていただけるものと考えたことに加え、経営からの独立性も高いと判断したものであります。同氏には、客観的かつ中長期的視点から、企業経営・税務・会計など幅広い分野について適切な助言・監督を行っていただけることを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって9年であります。
- (2) 同氏の社外取締役としての独立性が高いと判断した理由について
- ① 同氏及び近親者（2親等以内の親族を含む。以下同じ）は、過去一度も当社グループ（当社及び関係会社。以下同じ）から取締役としての報酬を除き、多額の金銭その他の財産を受領しておりません。
- ② 同氏及び近親者は、過去一度も当社グループの役職員（非業務執行者を含む。以下同じ）に就いたことはありません。
- (3) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との責任限定契約について  
 当社は河合明弘氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間でその期待される役割を十分に発揮できるように会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで責任を限定する契

約を継続する予定であります。

4. 蒲島竜也氏は、社外取締役候補者であり、同氏に関する事項は以下のとおりであります。
  - (1) 社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由及び果たすことが期待される役割について  
社会保険労務士としての専門知識・経験を、今後さらなる体制の強化及び整備を必要とする当社において活かしていただけるものと考えたことに加え、経営からの独立性も高いと判断したものであります。同氏には、客観的かつ中長期的視点から、企業経営・人事戦略（働き方改革等）など幅広い分野について適切な助言・監督を行っていただけることを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって9年であります。
  - (2) 同氏の社外取締役としての独立性が高いと判断した理由について
    - ① 同氏及び近親者（2親等以内の親族を含む。以下同じ）は、過去一度も当社グループ（当社及び関係会社。以下同じ）から取締役としての報酬を除き、多額の金銭その他の財産を受領しておりません。
    - ② 同氏及び近親者は、過去一度も当社グループの役職員（非業務執行者を含む。以下同じ）に就いたことはありません。
  - (3) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との責任限定契約について  
当社は蒲島竜也氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間でその期待される役割を十分に発揮できるように会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで責任を限定する契約を継続する予定であります。
5. 河合明弘氏及び蒲島竜也氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任された場合引き続き独立役員となる予定です。
6. 河合明弘氏及び蒲島竜也氏が所有する当社株式数には、安楽亭役員持株会の自己持分を含んでおります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金債務及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。候補者6名は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役大園保樹氏及び中村徹氏の2名の任期が満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	おお その やす き 大園保樹 (1962年12月28日生)	1993年1月 司法書士登録(現) 1998年9月 当社入社 2002年6月 当社内部監査室長 2004年6月 当社常勤監査役 現在に至る	100株
	<p>監査役候補者とした理由</p> <p>司法書士及び公認内部監査人(CIA)としての豊富な経験から企業法務・監査業務に関する幅広い知見を有しており、当社常勤監査役就任以来、その専門的な知見を活かして取締役の職務執行を適切に監査していることから、引き続き監査役候補者といたしました。</p>		
2	なか むら とおる 中村徹 (1971年4月15日生)	1994年10月 長崎県庁入庁 2001年11月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2005年4月 公認会計士登録 2008年1月 中村公認会計士事務所開設(現任) 2009年7月 税理士登録 2014年5月 昭島市代表監査委員就任(現任) 2014年10月 立川・昭島・国立聖苑組合監査委員就任(現任) 2020年4月 東京簡易裁判所民事調停委員就任 2020年6月 当社監査役 現在に至る	296株
	<p>社外監査役候補者とした理由</p> <p>監査法人での勤務や会計事務所の経営等の経歴を通して、企業の会計・税務・監査等について、豊富な経験と専門的な知見を有しており、当社社外監査役就任以来、財務、会計等に関する適切な監査及び助言をいただいております。今後も引き続き当社の経営健全化に寄与できるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。</p>		

(注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 中村徹氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は中村徹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合引き続き独立役員となる予定です。

3. 中村徹氏が社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、同氏が公認会計士及び税理士として豊富な専門知識及び実務経験を有しており、当社の経営健全化に必要な意見・提言をいただくことを期待できることなどを総合的に勘案したためであります。
4. 中村徹氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結のときをもって4年であります。
5. 中村徹氏が所有する当社株式数には、安楽亭役員持株会の自己持分を含んでおります。
6. 当社は中村徹氏が社外監査役に選任された場合、当社は同氏との間でその期待される役割を十分に発揮できるように会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで責任を限定する契約を継続する予定であります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金債務及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。上記候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任決議の効力は、法令の定めに従い、選任後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとします。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、これを取り消すことができることといたします。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
かどた むつみ 門田 睦美 (1965年6月27日生)	1990年7月 プライスウォーターハウスクーパース勤務 1991年3月 税理士登録 1991年11月 社会保険労務士登録 1998年8月 ゴールドマン・サックス証券税務マネージャー 1999年8月 ドレスナー銀行税務マネージャー 2002年3月 P C A生命保険税務部長 2005年9月 メットライフ生命保険MR部長及びSOX部長 2016年3月 門田睦美税理士・社労士事務所所長 2022年6月 当社 補欠監査役 現在に至る	一株
補欠の社外監査役候補者とした理由 税理士及び社会保険労務士として専門的知見と経験を有しており、当社の財務、会計、労務などに関する適切な監査、助言をいただけるものと判断し、引き続き補欠の社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 門田睦美氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 門田睦美氏は補欠の社外監査役候補者であります。  
3. 門田睦美氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしていることから、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所へ届け出る予定です。  
4. 門田睦美氏が社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、税理士及び社会保険労務士としての専門知識及び実務経験を有することなどを総合的に勘案したためです。  
5. 門田睦美氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であり、その概要は次のとおりです。  
(責任限定契約) 社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。  
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金債務及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。門田睦美氏が就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

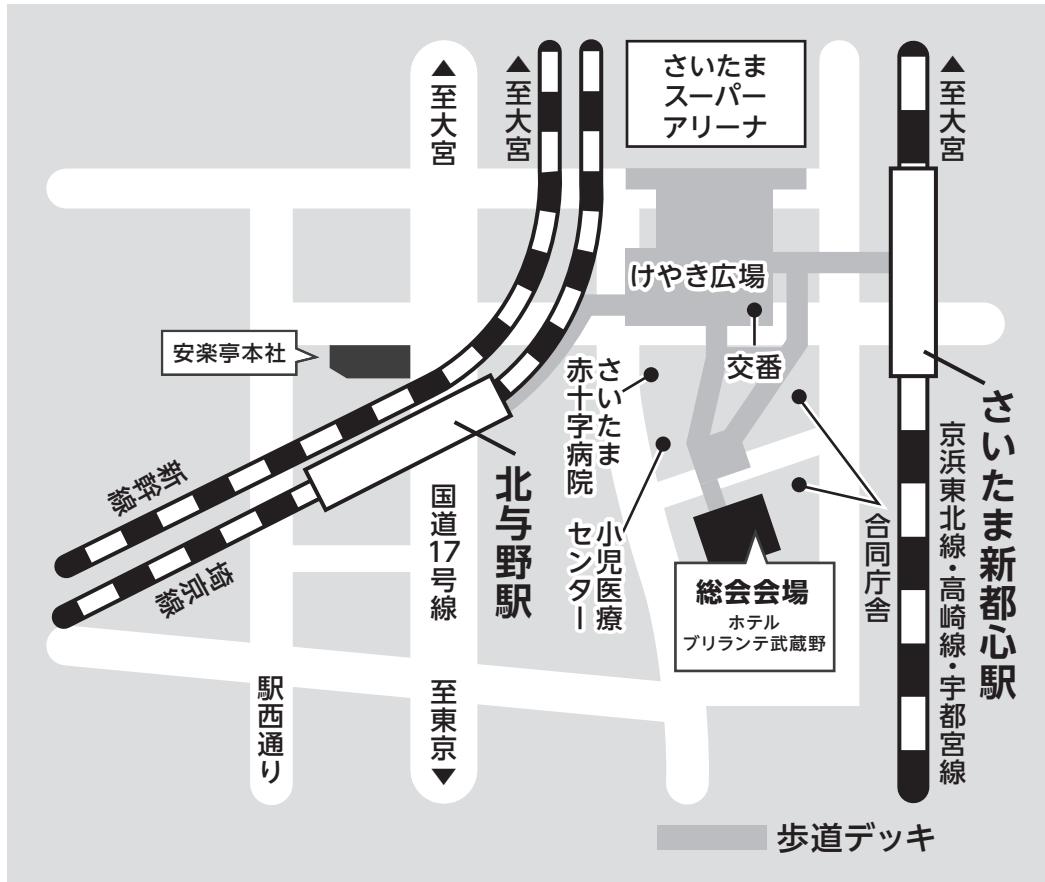
取締役 鈴木光一氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については取締役会にご一任いただきたいと存じます。なお、退任取締役に対する退職慰労金は、本招集ご通知（事業報告）に記載の当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

退任取締役の略歴は、次の通りであります。

氏 名	略 歴
鈴木光一	2019年6月 当社取締役 現在に至る

以上

## 株主総会会場ご案内図



会 場 埼玉県さいたま市中央区新都心2-2  
ホテルブリランテ武蔵野  
2階「エメラルドA・B・C」

最寄駅・JR京浜東北線・高崎線・宇都宮線  
さいたま新都心駅 徒歩5分  
・JR埼京線  
北与野駅 徒歩6分

電子提供措置の開始日

2024年6月5日

**第46期定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)**

**連結株主資本等変動計算書**

**連 結 注 記 表**

**株主資本等変動計算書**

**個 別 注 記 表**

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

**安楽亭**

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,182,385	2,472,098	△1,052,073	△10,349	4,592,061
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	608,075	608,705			1,216,151
親会社株主に帰属する当期純利益			967,597		967,597
自己株式の取得				△2,285	△2,285
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	608,075	608,075	967,597	△2,285	2,181,463
当 期 末 残 高	3,790,461	3,080,174	△84,475	△12,635	6,773,524

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	19,815	11,434	△2,002	29,248	4,621,309
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					1,216,151
親会社株主に帰属する当期純利益					967,597
自己株式の取得					△2,285
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	28,004	2,849	2,856	33,710	33,710
当 期 変 動 額 合 計	28,004	2,849	2,856	33,710	2,215,174
当 期 末 残 高	47,819	14,284	854	62,959	6,836,483

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び注記は、会社法及び会社計算規則に基づき記載しております。

### 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 5社

(株)アークミール、(株)サリックスマーチンダイズシステムズ、(株)相澤、(株)アン情報サービス、安楽亭ベトナム有限責任会社

② 主要な非連結子会社の名称等

安楽亭グループ協同組合

(連結の範囲から除いた理由)

総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社数

該当事項はありません。

② 持分法を適用した関連会社数

該当事項はありません。

③ 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

持分法非適用非連結子会社

主要な会社名

安楽亭グループ協同組合

(持分法を適用しない理由)

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

持分法非適用関連会社

該当事項はありません。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

##### ロ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～39年

機械装置及び運搬具 4年～15年

工具器具備品 5年～9年

また、有形固定資産の取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

- 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。  
なお、主な償却年数は次のとおりであります。  
自社利用のソフトウェア      5年  
のれん                              5年  
商標権                                10年

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法を採用しております。

二 長期前払費用

契約内容に応じて均等償却しております。なお、償却期間は契約期間によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

□ 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

ハ 役員退職慰労引当金

当社役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

二 転貸損失引当金

店舗転貸契約の残存期間に発生する損失に備えるため、支払義務のある賃料総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

ホ 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖等に伴い発生する店舗解体費用等の損失に備え、損失見込額を計上することとしております。

#### ④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの主な事業は、顧客からの注文に基づく飲食サービスを提供することによる収益であります。当該サービスの提供による収益は、顧客へ料理を提供し、対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

#### ⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

##### イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、当社は給付算定式基準、(株)アークミールは期間定額基準によっております。

##### ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

当社は発生年度に全額を費用処理しております。(株)アークミールはその発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

##### ハ 小規模企業等における簡便法の採用

(株)アークミールを除く連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (1)固定資産の減損

##### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 503,512千円

固定資産 10,133,170千円

##### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、焼肉レストランを中心に直営店を安楽亭・七輪房業態114店、アークミール業態130店、その他業態7店と多数運営をしており、有形固定資産及び無形固定資産の残高合計が10,133百万円（総資産の45.6%）を占めていることから、連結計算書類に対する金額的な重要性は高くなっております。当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として、また賃貸等不動産については物件単位毎にグループリングしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みである資産グループについては、減損の兆候を識別し、該当店舗の割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積もり、減損損失の認識の判定を行っております。割引前将来キャッシュ・フローの総額が店舗固定資産の帳簿価額に満たないものについては、回収可能価額を見積り帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

減損損失の認識及び測定に際して用いた将来キャッシュ・フローは、翌年度の計画を基礎にしておりますが、計画は店舗ごとに策定し、店舗ごとの計画については、当連結会計年度の売上実績、立地、出店形態といった各店舗ごとの状況を踏まえて作成しております。店舗ごとの営業損益の計画には、売上高の増減率やコスト対策に伴う経費の削減額等、仮定を含んでおります。

これらの仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

## (2)繰延税金資産の回収可能性

### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 471,668千円

### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積り額に依存しており、当該見積りは事業計画を基礎としております。上記固定資産の減損に記載の通り、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において、回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

#### 4. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	安楽亭・七輪房 業態	アークミール	その他業態	計	
顧客との契約から生じる収益	120,170,158	17,587,976	502,782	30,260,918	30,260,918
外部顧客への売上高	120,170,158	17,587,976	502,782	30,260,918	30,260,918

(2)収益を理解するための基礎となる情報

当社グループでは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号)を適用し、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社グループは、飲食サービスの提供を主たる業務としております。当該サービスは顧客からの注文に基づく料理を提供する義務を負っております。当該履行義務については顧客へ料理を提供し、対価を受領した時点で履行義務が充足されると判断し、当該一時点において収益を認識しております。対価については、現金のほかにクレジット等利用者の選択した決算手段により受領したのち、いずれの決済手段においても短期的に支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	19,917,296千円
(2) 担保提供資産と対応する債務	
① 担保提供資産	
現金及び預金（定期預金）	1,016千円
建物及び構築物	806,923千円
土地	5,477,583千円
投資有価証券	140,643千円
敷金及び保証金	242,363千円
計	6,668,530千円
② 対応する債務	
支払手形及び買掛金	85,059千円
短期借入金	1,434,000千円
1年内返済予定の長期借入金	1,102,513千円
長期借入金	3,086,611千円
計	5,708,183千円
(3) 非連結子会社に対するもの	
その他出資金	2,000千円

## 6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益の額 30,260,918千円

(2) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失 (千円)
店舗	建物及び構築物	埼玉県 (14件)	107,160
	工具器具備品	東京都 (13件)	156,888
	リース資産	千葉県 (10件)	117,490
	無形固定資産	神奈川県 (8件)	76,984
		栃木県 (2件)	30,251
		静岡県 (4件)	14,737

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として、また賃貸等不動産については物件単位毎にグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みである資産グループ及び閉店の意思決定をした資産グループのうち、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（503,512千円）として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、次のとおりであります。

### 店舗

建物及び構築物	360,145千円
機械装置及び運搬具	293千円
工具器具備品	98,875千円
リース資産	13,616千円
無形固定資産	30,581千円
計	503,512千円

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローを1.74%で割り引いて算定しております。

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,139,434	172,000	—	2,311,434

### (2) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

該当事項はありません。

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループの既存取引においては、外国為替、金利等について先物、スワップ、オプション等のデリバティブまたはそれらを組み込んだ金融商品を利用した取引はありません。また、将来においても、投機目的でデリバティブ取引を行う予定はありません。なお、当社グループの資金調達は、自己資金、借入金によっております。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権の大部分は現金で回収しており、カード売上（売掛金）はカード会社の決済リスクのみであり、顧客の信用リスクはほぼ生ずることはありません。保有有価証券（株式）は少額であり、ヘッジはしておりません。また、連結子会社、取引関係を有する会社に対し長期貸付を行っております。

営業債務のうち、海外からの食材の直接輸入取引につきましては、ほぼ外貨建取引となっておりますが、外国為替先物予約、外国為替オプション等のデリバティブは利用しておりませんので、外国為替相場が急激にドル高に向かう場合は、仕入コストを上昇させ収益を大きく損なうおそれがあります。

借入取引については、その金利の大半が市場金利連動となっておりますが、金利スワップ等のデリバティブは利用しておりませんので、急激な金利上昇局面では金利コストを上昇させ収益を大きく損なうおそれがあります。

借入金のうち一部の契約には下記のとおり財務制限条項が付されており、これらに抵触し貸付人の請求の通知があった場合は期限の利益を喪失し、金融機関からの借入ができず、支払日に支払を実行できなくなる流動性リスクがあります。当期において、下記財務制限条項に数値上抵触する状況が生じておりますが、当社は当該金融機関と速やかに協議し、その結果、条項適用回避にて双方合意を得ております。

契約者	借入残高	主な財務制限条項の内容
(株)安楽亭	みずほ銀行 100,200千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸借対照表（連結及び単体）の純資産額を直前期の純資産額の80%以上に維持すること</li> <li>・ 経常損益（連結及び単体）につき、2期連続して損失を計上しないこと</li> </ul>
(株)安楽亭	埼玉りそな銀行 100,000千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸借対照表（連結及び単体）の純資産額を2018年3月期の純資産額の80%以上に維持すること</li> <li>・ 経常損益（連結及び単体）につき、2期連続して損失を計上しないこと</li> </ul>
(株)安楽亭	横浜銀行 83,320千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸借対照表（連結）の純資産額に株式会社アークミールと株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫からの資本性ローンを加算した金額を直前期又は2018年3月期のいずれか大きい方の純資産額の80%以上に維持すること</li> <li>・ 経常損益（連結）につき、2期連続して損失を計上しないこと</li> </ul>
(株)安楽亭	武蔵野銀行 33,200千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸借対照表（連結及び単体）の純資産額を2018年3月期の純資産額の80%以上に維持すること</li> <li>・ 経常損益（連結及び単体）につき、2期連続して損失を計上しないこと</li> </ul>
(株)安楽亭	シンジケートローン 1,421,000千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸借対照表（連結）の純資産額を2023年3月期の連結純資産額の70%以上に維持すること</li> <li>・ 2024年3月期以降の連続する決算期の2期について、経常損益（連結）が2期連続して損失を計上しないこと</li> </ul>
(株)安楽亭	シンジケートローン 462,000千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸借対照表（連結）の純資産額と、株式会社アークミールと株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫との間の、各々の劣後特約付金銭消費貸借契約証書にもとづく借入金の資本とみならず部分の金額との合計金額を、2021年12月第3四半期における連結の純資産額の70%以上に維持すること</li> </ul>
(株)安楽亭	シンジケートローン 762,200千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸借対照表（連結）の純資産額と、株式会社アークミールと株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫との間の、各々の劣後特約付金銭消費貸借契約証書にもとづく借入金の資本とみならず部分の金額との合計金額を、2023年3月期における連結の純資産額の70%以上に維持すること</li> </ul>
(株)アークミール	埼玉りそな銀行 950,000千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸借対照表（連結）の純資産額を2023年3月期の連結純資産額70%以上に維持すること</li> </ul>
(株)アークミール	東和銀行 384,000千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸借対照表（連結）の純資産額を2023年3月期の連結純資産額70%以上に維持すること</li> </ul>

(株)アーク ミール	足利銀行 200,000千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表（連結）の純資産額を直前期又は2023年3月期の連結純資産額のいずれか大きい方の70%以上に維持すること</li> <li>・2024年3月期以降の連続する決算期の2期について、経常損益（連結）が2期連続して損失を計上しないこと</li> </ul>
(株)サリック スマーチャ ンダイズシ ステムズ	東日本銀行 200,000千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表（単体）の純資産額を直前期又は2023年3月期の連結純資産額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること</li> <li>・経常損益（単体）につき、損失を計上しないこと</li> <li>・貸借対照表（連結）の純資産額を直前期又は2023年3月期の連結純資産額のいずれか大きい方の70%以上に維持すること</li> <li>・経常損益（連結）につき、損失を計上しないこと</li> </ul>

### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

#### イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は長期貸付金について、総務人事部と財務経理部が連携し主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社も当社と同様の管理を行っております。

将来デリバティブ取引を利用する場合は、1対1の原則から、輸入決済または借入取引を行う銀行等がカウンターパーティーとなりますが、格付けが高い金融機関とのみ取引を行います。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表されております。

#### ロ 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

輸入取引については、機会利益の喪失、費用の追加的な発生及び恣意的な判断を避けるため外国為替先物予約等のデリバティブは利用しておりません。しかしながら、明白に極めて著しい長期間のドル高トレンドが想定される目前急迫の状況では、外国為替先物予約等のデリバティブをヘッジに利用する可能性があります。為替先物予約等については、為替相場の状況により、半年を限度として発生の確実性が高い営業債務に対するもののみといたします。

借入取引については、機会利益の喪失、費用の追加的な発生及び恣意的な判断を避けるため、金利スワップ等のデリバティブは利用しておりません。しかしながら、明白に極めて著しい長期間の金利高トレンドが想定される目前緊迫の状況では、金利スワップ等のデリバティブをヘッジに利用する可能性があります。金利スワップについ

ては、新規取引についても、金額及び期間の適切な合致がみられるように取り組むものといたします。

例外的にデリバティブ取引を行う場合は、法令に従い取引権限や限度額等を定めたデリバティブ取引管理規程を制定し、半年ごとに取締役会で基本方針を承認し、これに従い財務セクションが取引を行い、経理セクションにおいて記帳及び契約先と残高照合等を行います。月次の取引実績は所管の役員及び取締役会に報告いたします。連結子会社についても当社のデリバティブ取引管理規程に準じて管理を行います。また、上記輸入取引及び借入取引についてのヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、別途定めるものとします。

#### ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持に努め、流動性リスクを管理しております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、支払手形及び買掛金、未払法人税等、設備関係未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
① 投資有価証券			
その他有価証券	110,826	110,826	－
② 敷金及び保証金（※1）	2,826,745	2,090,109	736,636
資産計	2,937,572	2,200,936	736,636
① 短期借入金	1,734,000	1,734,000	－
② 長期借入金（※2）	7,664,986	7,192,392	472,593
③ リース債務（※2）	150,404	141,130	9,273
④ 長期割賦未払金（※2）	930,104	872,758	57,346
負債計	10,479,495	9,940,281	539,213

- (※ 1) 敷金及び保証金のうち、返還されない敷金は償却により費用となる資産であり、金融商品に該当しないため、上記の敷金及び保証金には含んでおりません。
- (※ 2) 長期借入金は、1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。リース債務は、1年以内に返済される予定のリース債務の金額を含んでおります。長期割賦未払金は、割賦未払金の金額を含んでおりません。

(注) 市場価格のない株式等は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	72,000
関係会社出資金	2,000
出資金	1,340

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	110,826			110,826
資産計	110,826			110,826

②時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金		2,090,109		2,090,109
資産計		2,090,109		2,090,109
短期借入金		1,734,000		1,734,000
長期借入金		7,192,392		7,192,392
リース債務		141,130		141,130
長期割賦未払金		872,758		872,758
負債計		9,940,281		9,940,281

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(投資有価証券)

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(敷金及び保証金)

敷金及び保証金の回収見込額を安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(短期借入金、長期借入金、リース債務、並びに長期割賦未払金)

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 9. 賃貸等不動産に関する注記

重要性がないため記載しておりません。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,960円40銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 434円56銭   |

1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	967,597千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	967,597千円
普通株式の期中平均株式数	2,226,593株

## 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計
当 期 首 残 高	3,182,385	147,735	2,324,362	2,472,098
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	608,075	608,075		608,075
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	608,075	608,075	-	608,075
当 期 末 残 高	3,790,461	755,811	2,324,362	3,080,174

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	12,633	△1,974,411	△1,961,777	△10,349	3,682,357
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					1,216,151
当 期 純 利 益		48,283	48,283		48,283
自 己 株 式 の 取 得				△2,285	△2,285
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計		48,283	48,283	△2,285	1,262,149
当 期 末 残 高	12,633	△1,926,127	△1,913,493	△12,635	4,944,507

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	1,401	1,401	3,683,759
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			1,216,151
当 期 純 利 益			48,283
自 己 株 式 の 取 得			△2,285
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	14,138	14,138	14,138
当 期 変 動 額 合 計	14,138	14,138	1,276,288
当 期 末 残 高	15,540	15,540	4,960,047

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記は、会社法及び会社計算規則に基づき記載しております。

### 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

##### ②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### ①商品・食材

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

##### ②貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	10年～39年
構築物	10年～15年
機械及び装置	4年～15年
工具器具備品	5年～8年

また、有形固定資産の取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年
のれん	5年

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし残存価額を零として算定する定額法を採用しております。

④長期前払費用

契約内容に応じて均等償却しております。なお、償却期間は契約期間によっております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④転貸損失引当金

店舗転貸契約の残存期間に発生する損失に備えるため、支払義務のある賃料総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

⑤退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属

させる方法については、給付算定式基準によっております。

- 数理計算上の差異の費用処理方法  
発生年度に全額を費用処理しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

当社の主な事業は、顧客からの注文に基づく飲食サービスを提供することによる収益であります。当該サービスの提供による収益は、顧客へ料理を提供し、対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 固定資産の減損

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失	430,025千円
固定資産	5,150,900千円

##### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、焼肉レストランを中心に直営店を安楽亭・七輪房業態114店、その他業態7店と多数運営をしており、有形固定資産及び無形固定資産の残高合計が5,150百万円（総資産の43.9%）を占めていることから、計算書類に対する金額的な重要性は高くなっております。当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として、また賃貸等不動産については物件単位毎にグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みである資産グループについては、減損の兆候を識別し、該当店舗の割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積り減損損失の認識の判定を行っております。割引前将来キャッシュ・フローの総額が店舗固定資産の帳簿価額に満たないものについては、回収可能価額を見積り、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

減損損失の認識及び測定に際して用いた将来キャッシュ・フローは、翌年度の計画を基礎にしておりますが、計画は店舗ごとに策定し、店舗ごとの計画については、当事業年度の売上実績、立地、出店形態といった各店舗ごとの状況を踏まえて作成しております。店舗ごとの営業損益の計画には、売上高の増減率やコスト対策に伴う経費の削減額等、仮定を含んでおります。

これらの仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降の計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

#### (2) 繰延税金資産の回収可能性

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 58,400千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積り額に依存しており、当該見積りは事業計画を基礎としております。上記固定資産の減損に記載の通り、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌会計年度において、回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

#### 4. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	9,489,049千円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
関係会社に対する短期金銭債権	68,393千円
関係会社に対する短期金銭債務	404,860千円
(3) 担保提供資産と対応する債務	
① 担保提供資産	
建物	336,537千円
土地	3,609,625千円
投資有価証券	57,370千円
敷金及び保証金	242,363千円
計	4,245,897千円
② 対応する債務	
短期借入金	100,000千円
1年内返済予定の長期借入金	1,028,281千円
長期借入金	2,680,059千円
計	3,808,340千円
(4) 保証債務	
以下の関係会社の借入に対し連帯保証を行っております。	
株式会社アークミール	1,810,784千円
株式会社サリックスマーチンダイズシステムズ	250,000千円

## 6. 損益計算書に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益の額 11,170,380千円
- (2) 関係会社との取引高  
 営業取引による取引高  
     売上高 455,700千円  
     仕入高 3,616,390千円  
 営業取引以外の取引による取引高 517,611千円
- (3) 減損損失  
 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失 (千円)
店舗	建物及び構築物	埼玉県 (14件)	107,160
	機械及び装置	東京都 (12件)	127,590
	工具器具備品	千葉県 (8件)	103,552
	リース資産	神奈川県 (8件)	76,984
	無形固定資産	静岡県 (4件)	14,737

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として、また賃貸等不動産については物件単位毎にグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みである資産グループ及び閉店の意思決定をした資産グループのうち、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失 (430,025千円) として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、次のとおりであります。

### 店舗

建物及び構築物	333,602千円
機械及び装置	293千円
工具器具備品	94,770千円
リース資産	74千円
無形固定資産	1,283千円
計	430,025千円

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを1.74%で割り引いて算定しております。

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	1,806	320	—	2,126

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加

320株

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、税務上の繰越欠損金、減損損失、役員退職慰労引当金、退職給付引当金等であり、繰延税金負債の発生は、有形固定資産過大計上であります。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事 者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社を含む)	(株)北与野 エステート (注3)	埼玉県 さいたま市 中央区	10,000	不動産賃貸業	被所有 直接 4.60	不動産の 賃借等 役員の兼 任なし	不動産の賃借 (注2)	78,207	前払費用 敷金及び保 証金	7,178 153,783
	(株)サリック ストラベル (注4)	埼玉県 さいたま市 中央区	50,000	飲食店経営	被所有 直接 0.00	不動産の 賃借等 役員の兼 任なし	ロイヤルティ 収入、 暖簾店収入 (注6)	30,131	預り保証金	30,500
	(株)豊山開発 (注5)	埼玉県 さいたま市 中央区	40,000	建築業 生花販売業 不動産賃貸業	被所有 直接 11.65	不動産の 賃借等 役員の兼 任なし	不動産の賃貸 (注7) 店舗の建築、 改修(注8)	5,832 37,551	前受収益 預り保証金 未払金	534 1,458 6,974

## (2) 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 兼任等	事業上 の関係				
子会社	(株)サリック スマーチャン ダイズシ ステムズ	茨城県 五霞町	100,000	食材加工販売業 運送業	所有 直接 100.0	兼任 1名	当社 仕入先	食材の仕入等 (注9) 資金の貸付け (注11) 資金の返済 受取利息 債務保証 (注10)	3,389,010 790,000 793,236 15,509 250,000	買掛金 未払金 短期貸付金 長期貸付金 未収収益	331,471 31,794 353,236 406,010 36
子会社	(株)アークミ ール	埼玉県 さいたま市 中央区	10,000	飲食店経営	所有 直接100.0	兼任 1名	債務保 証	債務保証 (注10)	1,810,784		

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1. 上記の取引金額には消費税等は含まず、科目の残高には消費税等を含みます。
2. 当事業年度において、当社は本社事務所及び店舗不動産（1店舗）を(株)北与野エステートより賃借しております。不動産の賃借については、不動産鑑定及び近隣の取引実勢等を勘案し決定しております。
  3. 当社代表取締役社長柳先及びその近親者が(株)北与野エステートの株式を100%直接所有しております。
  4. 当社代表取締役社長柳 先の近親者が(株)サリックストラベルの株式を100%直接所有しております。
  5. 当社代表取締役社長柳 先及びその近親者が豊山開発(株)の株式を100%直接所有しております。
  6. ロイヤルティ収入、暖簾店収入については、フランチャイズ加盟募集条件の範囲内で決定しております。
  7. 当社は豊山開発(株)に不動産（1棟）を賃貸しております。不動産の賃貸については、不動産鑑定及び近隣の取引実勢等を勘案し決定しております。
  8. 店舗の建築、改修については、事前に経済合理性、価格の妥当性を評価し、相見積りを取得し総合評価を行った上で決定しております。
  9. 食材の仕入等は、市場の実勢価格を参考として取り決めております。
  10. 借入に対し債務保証しております。また、取引金額は期末時点の保証残高であります。
  11. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,147円85銭  
(2) 1株当たり当期純利益 21円69銭

1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

当期純利益	48,283千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る当期純損失	48,283千円
普通株式の期中平均株式数	2,226,593株